

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出を求める請願

令和7年 2月 26日

岩倉市議会議員
関戸郁文 様



請願者 岩倉市民の暮らしをまもる会
住所 一宮市
氏名 野口 裕司

紹介議員 堀江 珠恵

【請願趣旨】

以下の理由により別紙「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書」を採択ください。

① 現状、景気が非常に悪く、さらなる増税は致命的です

インボイス制度は、売上1000万円未満の免税事業者が主に対象とされる税率を変更しない消費税の増税です。現在、ゼロゼロ融資の返済が本格化し、物価高と相まって倒産件数は増加しており、この制度は多くの零細・中小事業者にとって倒産を引き起こすほどの問題になります。

② 小規模事業者ほど利益を減らす選択を強られます

増税分は、「免税事業者」「課税事業者」「消費者」の誰かが負わなければなりません。「誰か」を決めるのは、市場の力関係です。弱い立場にある免税事業者は課税事業者への転換を迫られ、従った場合には重い納税と複雑な経理事務が発生します。免税事業者にとどまった場合、取り引きからの排除、もしくは値下げを強要される可能性があります。どちらを選んでも利益を減らす選択であり、「インボイスを機に廃業を考える」と答えた事業者は、アニメ・漫画などのエンタメ業界で2～3割、建設業界では1割にのぼります。

また、免税事業者に対して「脱税」「ピンハネ」といった誹謗中傷があとを絶たちません。財務省は消費税は「預り税」ではないという見解を国会で示していますが、その見解の周知は徹底されておらず、免税事業者の尊厳が守られていません。

③ 社会的にも多大な影響が出ます

建設業、配送業は、多くの免税事業者の下請けが支えており、ただでさえ人材不足と高齢化が進んでおり、インボイスを機に廃業が増加すれば、「インフラ整備に支障を来す」「荷物が届かない」といった事態が発生するリスクがあります。免税事業者の多い農家も高齢化が深刻な上に廃業が進めば、食の供給に支障が出かねません。高齢者に働く機会を提供する各地のシルバー人材センターにも影響が大きく、全国115自治体でシルバー人材センターへの新たな対応を国に求める意見書が採択されています（「インボイス制度を考える市民の会」調べ）。

③ 複雑な経理事務が全ての事業者が発生し、生産性も意欲も低下させます

実務の現場では、取引相手が「免税／課税事業者であるか」「本則課税／簡易課税制度を使っているかどうか」といった、これまで不要だった極めてプライベートで取り扱いに慎重を要するデータの取得・管理に追われています。その作業は生産性に寄与しない上に、制度開始前から過重な事務負担が発生した結果、アンケートにて「経理の仕事を離れたい」と答えた経理担当者は3割強にのぼっています（「インボイス制度を考える市民の会」調べ）。

④ 登録サイトで個人情報を守られていません

インボイス発行事業者登録サイトは、簡単なプログラミングで個人事業主の本名といった情報が一括ダウンロードできる脆弱なセキュリティで、個人情報保護の観点から逸脱していると言わざるを得ません。安全性を万全に整えずに制度がスタートすることに大きな懸念を拭えません。

⑤ 非免責債権の消費税負担は生活再建を妨げます

コロナ禍や戦争による物価高で経済が疲弊する中、課税事業者として登録した場合は赤字でも納税が義務となります。消費税は非免責債権であるため、自己破産をしても免責されずに債務が残ってしまうことから、「破産後の生活再建の妨げになる」と全国青年司法書士協議会は会長声明で警鐘を鳴らしています。納期を過ぎると滞納税が年4.1%、2ヶ月を超えると14.6%という高率であることも過酷さを助長します。

⑥ 多くの国民・団体が制度開始のストップを望んでいます

令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相国会事務所に届けられています。

また、令和6年12月20日には埼玉県議会で「インボイス制度の廃止等を求める意見書」が賛成多数で可決されました。さらに全国の367の自治体で中止・延期・見直し等を求める意見書の請願・陳情が採択されています。

以上のことから、インボイス制度の廃止を政府与党内で検討されることを求めます。

【 インボイス制度の延期や中止を求めている団体 】

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工団体連合会、中小企業家同友会全国協議会、全国建設労働組合総連合、日本税理士会連合会／日本税理士政治連盟、全国青年税理士連盟、農民運動全国連合会、日本出版者協議会、公益社団法人日本漫画家協会、一般社団法人 日本アニメーター・演出協会、日本 SF 作家クラブ等

【 インボイス制度によって直接的に影響を受ける職 】

俳優、映画監督、脚本家、カメラマン、ディレクター、構成作家、編集者、アニメーター、芸人、アーティスト、小説家、漫画家、翻訳家、校正者、ライター、デザイナー、イラストレーター、スタイリスト、ヘアメイク、Web デザイナー、IT エンジニア、ミュージシャン・音楽家、コンサート・ライブスタッフ、ハンドメイド作家、プロスポーツ選手、スポーツトレーナー、インストラクター、ダンサー、競馬産業に関わる人
マッサージ師、ネイリスト、コンサルタント、税理士、司法書士、一人親方、個人タクシー、ウーバーイーツなどの配達パートナー、配送業者（赤帽など）、シルバー人材センターで働く高齢者、伝統工芸などの職人、農家（農協、市場以外と取引がある人）、日雇い労働者、駐車場経営者、大家（居住用除く）、スナックなどの飲食店・商店の事業者、ヤクルトレディ、フリマサイトや手作り通販サイトの出品者、内職、クラウドワーカー、今は存在しない新しい仕事に関わる人など

【 請願事項 】

以下の内容で消費税法改正するよう国に意見書を提出してください。

- ・インボイス制度の廃止

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの不当な値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から1年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相国会事務所に届けられている。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など多岐に渡るが、これらの人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。インボイス導入後、多くの事業者の苦境や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会議長

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣